

第1回農業技能実習事業協議会  
(議事要旨)

日時：平成30年6月5日(火) 13時30分～14時40分

場所：農林水産省 第1特別会議室

出席者：

1. 構成員

【監理団体・実習実施者関係】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹
全国農業協同組合中央会 JA支援部 営農担い手支援課 主任専門職	吉田 成雄
一般社団法人 全国農業会議所 農政・担い手対策部長	砂田 嘉彦

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課長	佐藤 紳
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課長	坂 康之
農林水産省 経営局長	大澤 誠
農林水産省 経営局 就農・女性課長	佐藤 一絵

2. オブザーバー

法務省 入国管理局 入国在留課長	丸山 秀治
厚生労働省 人材開発統括官付参事官(海外人材育成担当)	山田 敏充
外国人技能実習機構 技能実習部 認定課長	清水 正士

議事要旨：

1. 農業技能実習事業協議会の設置

経営局就農・女性課長より農業技能実習事業協議会の設置について説明があった。

「農業技能実習事業協議会運営要領」(平成30年6月5日付農業技能実習事業協議会決定第1号)について、提案のとおり協議が調った。

2. 農作業請負方式技能実習に関するガイドライン案

経営局就農・女性課長より農作業請負方式技能実習に関するガイドライン案について説明があった。「農作業請負方式技能実習に関するガイドライン」(平成30年6月5日付農業技能実習事業協議会決定第2号)について、提案のとおり協議が調った。

3. 外国人技能実習制度の現状及び課題等

厚生労働省より「外国人技能実習制度の現状について」、法務省より「外国人技能実習制度の課題」、外国人技能実習機構より「外国人技能実習機構について」について、説明があった。

また、法務省より、監理団体としての許可を受け監理業務を実施している農協が、あわせて「農作業請負方式技能実習」の実習実施者を兼務することの考え方について以下のとおり説明があった。

- 監理団体の許可を受けた農協等が実習実施者として技能実習生を受け入れる場合に、自らが監理団体として実習監理を行うことは、法令上できない。

一方、監理団体業務を行っている農協等が、別の監理団体の実習監理を受けながら農作業請負方式技能実習の実習実施者を兼務することについては、監理団体業務と実習実施者としての業務を一つの組織の中で行うことにより、適切な組織管理・運営が行われなくなるのではないかとこのことを危惧している。農作業請負方式技能実習も始まったばかりということもあり、農協として従来からの監理団体としての役割を果たすのか、又は農作業請負方式を推進し、実習実施者としての立場で関与するのか、各農協においてどちらの立場で関わっていくのかを明確にされる必要があると考えている。

地域において新たに農作業請負方式技能実習を導入するというのであれば、農協等が監理団体業務と実習実施者としての業務を兼務せずに、まずは、この方式を混乱なく定着させていただくよう進めてはどうか。

#### 4. 意見交換で構成員からあった意見は以下のとおり。

- 農業の場合、農作業受託業務のみを行う組織や広域的なオペレーター組織等形態は様々。こういった組織が実習生を受け入れるに当たっては、技能実習法の趣旨や技能実習生が修得する技能を明確にした上で、そもそも技能実習制度を活用して行うべきなのかも含めて判断する必要があるのではないかと。
- 農作業受託業務のみを行っている組織・法人においては、技能実習法上、「農作業請負方式」を活用しない従来の技能実習をすることが可能となっている。  
一方で、職種や作業内容によっては請負先において偽装請負が懸念されるため、都道府県が関与する「農作業請負方式」による技能実習の枠組みで行う方が適正な実習を確保できるのではないかと。

事業協議会の開催については、毎年6月頃に開催することを基本とするが、必要に応じて臨時に開催をする。